

《研究ノート》

占領軍資料を中心とする広島市復興顧問と復興計画への一考察

中 川 利 國（広島市公文書館長）

1 はじめに

原爆被災からの復興期において、広島市には「復興顧問」と呼ばれた 3 名の占領軍兵士たちがいた。このような地方自治体に対して正式な肩書きで占領軍側から復興顧問が派遣されたことは、国内ではきわめてまれな例ではないだろうか。広島市の復興顧問については、これまで本市の市史においてもわずかに触れられているのみであるが、その後の石丸紀興の先行研究⁽¹⁾によって、徐々に彼らの活動が明らかになりつつある。しかしながら、そうした先行研究は、都市計画史の観点から復興顧問の活動や影響を考察したものである。

筆者は 2014（平成 26）年 7 月に、オーストラリア戦争記念館（Australian War Memorial）を中心に、オーストラリア国立公文書館（National Archives of Australia）、オーストラリア国立図書館（Australian National Library）等において、広島県の占領任務にあたった英連邦軍関係資料の調査を行った。本稿においては、この調査成果をもとに復興顧問の姿を追いながら、復興顧問誕生とその側面、復興顧問と占領政策との関係、広島市の原爆被災や復興に対する連合軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）の姿勢について明らかにしていきたい。

2 広島県における連合軍の占領

連合軍による広島県占領任務は 1946 年 3 月 7 日から、それまでの米軍⁽²⁾に代わり英連邦軍（British Commonwealth Occupation Forces; BCOF 「ビーコフ」）に引き継がれた。BCOF は日本占領のために特別に編成されたオーストラリア・英国・インド・ニュージーランド 4 か国合同軍であり、オーストラリア軍が全体の指揮をとった。BCOF の日本進駐は、こうした多国籍軍の編成・指揮に関する英連邦内部での調整や、日本の占領地域や米軍との指揮命令系統において、BCOF の独立性をどのように確保するか等の米軍との調整に時間を要したため、実際に進駐が開始されたのは 1946 年 2 月になってからである。司令部及び陸軍の主要部隊は呉周辺地域に駐留した。当初、広島県のみであった占領地域は、やがて中四国全域に拡大したが、各国軍のあいつぐ撤退やオーストラリアの派遣軍縮小により、1948 年 12 月 17 日には、広島県及び岩国警察管区のみまで縮小され、他の地域は再び米軍に引き継がれることになった。また、東京及び神戸にも分区を有していた。朝鮮戦争の勃発とともに、BCOF は英連邦朝鮮派遣軍（British Commonwealth Forces, Korea; BCFK）として再編され、サンフランシスコ平和条約締結後も 1956 年 11 月まで、国連軍として呉周辺に駐留することとなる⁽³⁾。

連合軍による沖縄を除く日本の戦後占領統治は、政府機能が破壊されたドイツや韓国における直接統治とは異なり、日本政府を介在させた間接統治であった。この間接統治の仕組みでは、連合軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）は日本政府に対して指令を出す唯一の機関となり、日本政府がこれを受けて、必要に応じて地方自治体等へ指令する。その際、地方において GHQ/SCAP の命令の進捗等について監視、報告するのが、府県別地方軍政部の役割であり、原則として地方行政には直接関与することはできないことになっていた。

さらに、機能別に地方軍政機構についてみると、(1) 日本軍の武装解除や治安維持を行う「戦術部隊」、(2) 日本の軍政（民政）関係を担当する「府県軍政部及び司令部軍政局スタッフ」、(3) 軍政の調査・諜報、檢察的機能を担当する「対敵諜報部隊」の三つに大別され、戦術部隊のうち陸上部隊としては米陸軍第 8 軍及びその指揮下の BCOF が、それぞれの占領地域を担当した⁽⁴⁾。

また、地域別に軍政を担当する組織としては府県別軍政部（Military Government Team）とそれらを統括す

る地方軍政部（Military Government Region）が置かれ、広島県の場合は「広島県軍政部」（Hiroshima Military Government Team）、中国五県を統括する「中国地方軍政部」（Chugoku Military Government Region）が呉に配置された。しかしながら、地方軍政組織は占領開始から徐々に改編を繰り返してその形態を整えていったものであり、1946 年 7 月 1 日以前の数か月間⁽⁵⁾は、呉の第 76 軍政中隊が広島・山口・島根の 3 県を管轄し、中国軍政部という中間統括組織がないまま、中四国管内の他県担当の軍政中隊とともに第 8 軍軍政部の直接の指揮下に置かれていた⁽⁶⁾⁽⁷⁾。

BCOF の役割は基本的には戦術部隊としてのものに限定されていた。日本軍の武装解除（兵器等の破壊を含む）、治安維持、復員・引揚等の監視等である。もっとも例外もあり、1946 年 4 月の戦後はじめての総選挙では、第 76 軍政中隊の要請に応じて、同中隊管轄の 3 県において選挙監視活動に従事している⁽⁸⁾。BCOF は日本における占領任務の拡大を図るため、地方軍政部への参加を望んでいたものの、GHQ/SCAP はこれを許さなかった。しかしながら、1947 年 6 月からは BCOF 占領地域の各府県軍政部へ連絡要員を派遣している⁽⁹⁾。

当初の二人の広島市の復興顧問は、地方軍政部を担当する米軍部隊と戦術部隊である BCOF という国籍も占領任務も異なる二つの組織からそれぞれ一名ずつが就任しており、このことが後述するように復興顧問の位置づけを大きく異なるものになっている。

3 復興顧問モンゴメリーとサットンの任期と活動

1946 年 5 月 17 日、米軍第 76 軍政中隊ジョン・D・モンゴメリー中尉（John David Montgomery）と BCOF 司令部付医務官デビッド・ハーベイ・サットン少佐（David Harvey Sutton）が、広島市役所を訪れ復興顧問に就任した⁽¹⁰⁾。復興顧問を占領軍へ要請する経緯については、当時助役であった浜井信三市長が次のように回想している。

木原市長は、広島復興をなし遂げるためには、進駐軍の援助も求めねばならないと考えた。その一つの方法として、米軍側と豪軍側から、市の復興顧問を一人ずつ推薦してもらうよう申請した。それに対し、呉の終戦連絡事務局長の服部恒雄氏のあっせんで、米軍から広島県軍政部の法律行政科長であったモンゴメリー中尉を、豪軍からはサテン軍医少佐を推薦してきた⁽¹¹⁾

『広島新史』によれば、両復興顧問の任期については次のように記されている

モンゴメリー（ママ）中尉は翌（昭和：引用者注）22 年（正しくは 21 年：引用者注）6 月、帰国のため顧問を辞し、その後任は続かなかつた。在任中昇進したサテン（ママ）中佐もまもなく帰国し、その後任には、江田島や安芸郡虹村のオーストラリア軍住宅の設計にあたった建築技師ジャヴィー少佐が任命された⁽¹²⁾

モンゴメリーは復興顧問就任からわずか 1 か月後の 6 月 14 日には、広島市へ帰国の挨拶をしている⁽¹³⁾。帰国の理由は、ハーバードからの奨学金がおりたためということで⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾、のちに彼はハーバード大学において著名な国際政治学者として活躍することになる。

一方サットン、彼が所属した第 20 野戦救急病院（20 Australia Field Ambulance）の部隊日誌⁽¹⁶⁾によると、1946 年 12 月 3 日にオーストラリアへ一時帰国しているが、翌年 2 月 12 日に呉へ帰任している。『広島新史』等⁽¹⁷⁾においては、モンゴメリーの帰国にふれてサットンも「まもなく帰国し」とすぐに任期が終了したように記述されているが、これらの記述は孫引きされた『新修広島市史』⁽¹⁸⁾の誤りが基になっている。実際の市の資料⁽¹⁹⁾には、サットンは「1949 年 2 月 14 日帰国」とあり、同部隊日誌（1948 年 12 月 31 日）にも 2 月の

退役のための帰国予定が記されている。サットンの復興顧問としての就任期間は約 2 年 9 か月に及んだ。

もともと復興顧問とは、広島市復興審議会の顧問であった。広島市復興審議会は、市の復興について市長へ助言・答申する機関として、1946 年 2 月 15 日設置され、同月 25 日に最初の会議を開いている⁽²⁰⁾。復興審議会は、市議会はもとより広島の政財界の重要人物で構成されており、顧問としては広島財務局長や県知事など国の出先機関や県からの代表者を充てている。こうした中、当時弱冠 26 才のモンゴメリーと 28 才のサットンが顧問に加わった⁽²¹⁾。彼らの正式な肩書は単に「顧問」であるが他の日本人と区別するため、本稿においては「復興顧問」と記す。なお、サットンは「衛生顧問」とも記されていた。

以下、復興審議会の資料⁽²²⁾によると、復興顧問がはじめて出席した 1946 年 5 月 17 日の第 11 回審議会には、モンゴメリーのみが出席。翌 18 日には前日のモンゴメリーの提案を受け、市長ほか 5 名の委員とモンゴメリー及びサットンを加えた 8 名の小規模な「専門委員会」が開催され、幹線道路、下水、墓苑について意見交換がなされている。さらに年不詳 7 月 1 日付の審議会資料によれば、衛生小委員会に「顧問ハービーサテン出席」とある。この衛生小委員会は、第 11 回復興審議会ののちに開かれたものであろう。広島市復興審議会は 21 回目の審議会（1947 年 3 月 6 日）後 1 年あまり開催されず、1948 年 3 月 17 日に解散している。これ以降の復興顧問は形式的には復興審議会顧問ではなく、市長の顧問という位置づけであろう。

両顧問の復興審議会への参加は以上のものが全てであり、参加のタイミングと回数の少なさから同審議会の議論への影響は限定的と考えられるが、そもそも復興顧問は財政面や旧軍用地払下げに関しての影響力を期待して、GHQ/SCAP とのパイプ役として設けられたものであり、専門的な助言を求めたものではなかった。実際、復興審議会の委員である市議会議員からも、「顧問は勝った国の物故、力はあるかも知れぬが広島市の復興に就いては教えられるものはない筈である、出来るだけ利用すればよいと思う」⁽²³⁾と冷やかな発言があった。なお、1946 年 5 月 22 日には、広島市財源調査委員会にも両顧問が出席し意見を述べている。⁽²⁴⁾

モンゴメリーも 1968 年 12 月の米国でのインタビューで「自分も広島にいたころは、広島復興のための、アメリカ側の“協力”のシンボルだった」が「シンボルとしての私はあまり役に立たなかった」と述懐している⁽²⁵⁾。

4 復興顧問サットン中佐の実像

復興顧問サットンについては、これまで述べた就任の経緯以外あまり知られていない。市史においても「サテン（ママ）少佐が衛生復興顧問として派遣され、壊滅状態だった市の保健衛生機構の復旧が急がれることになった」⁽²⁶⁾と簡単な記述で終わっている。以下に今回の BCOF 資料調査を基に、彼の復興顧問としての活動を追ってみたい。以下で特に注記のないものは、部隊日誌によるものである。

サットンが所属する第 34 オーストラリア歩兵旅団第 20 オーストラリア野戦病院は、1946 年 2 月の進駐当初、本隊は広島市近郊の海田市の旧陸軍需品廠に駐留し、広、尾道、宮島（焼失前の「宮島ホテル」が直轄の保養施設であった）に支隊を派遣していた。同部隊は、他の部隊の各地への展開に伴い福山、松山、岡山や東京（恵比寿）にも支隊や兵員を派遣しているが、1947 年 5 月 6 日には本隊が広へ移駐し、さらに 1948 年 6 月 2 日には宮島を除いて部隊全てが広に統合された。

同野戦病院は、占領任務としてはもっぱら兵士の健康管理や救急医療であったが、進駐当初は兵士の性病罹患率が高かったため、治療や教育その他で疾病率を下げることに注力した⁽²⁷⁾。また、当時の広島県は他の地方と同様に、腸チフスやコレラなどの伝染病が頻繁に発生しており、そのたびに兵士に対して立入禁止区域の設定や水泳その他の禁止措置が命令されている。

サットンは 1946 年 10 月に司令部付医務管理副補佐官⁽²⁸⁾から同部隊の副隊長として赴任し、1947 年 4 月 1 日、前任のメリー中佐（J. Merry）から部隊の指揮権を引き継いだ。4 月 20 日にはさっそく、「水内」（現佐伯区湯来町和田）へあらたな保養所の候補地として温泉を調べに行っているが、泉温が低すぎると記している。

現在の「湯の山温泉」あたりを訪れたものと思われる。なお、サットンはこの年 8 月に中佐へ昇任している。

サットンの復興審議会等への参加については前述のとおりであるが、今回の資料調査により彼は広島市に対して、これまで知られていなかった多くの活動を行っていることが判明した。サットンが同部隊へ配属される前であるが、彼の名前が記録されている 1946 年 7 月から、部隊が本国へ撤退する 1948 年 12 月末までの 30 か月間の部隊日誌を調べた範囲では、この間彼が広島を訪問した回数は 35 回におよび、そのうち復興顧問としての訪問と分かるものは 28 回である。(表 1 参照) しかし日誌の記述からより具体的な用務がわかるものは非常に少なく、多くは「復興審議会の関連用務で医療(衛生)顧問として広島訪問」⁽²⁹⁾と簡単に記されているのみである。

こうした広島市への訪問以外に、広島市から医師と保健関係者の一行が、BCOF 結成 2 周年記念で広を訪れ、サットンの案内で基地病院 (Camp Hospital) を見学している (1948 年 2 月 19 日)。また、広島市衛生課の一行に対して家族住宅のある虹村の保健室を小規模な保健所の事例として案内している (5 月 26 日)。

日本脳炎が疑われた子供の診察にサットンが広島を訪れ、同日に第 130 オーストラリア総合病院の (軍医と思われる) 兵士も舟入病院 (Infectious Disease Hospital) を日本脳炎の診察で訪れている (1948 年 8 月 27 日)。こうしたサットンと広島市の医療・保健関係者との関わりから、1947 年 11 月以降の復興顧問サットンの広島市訪問は、市の医療・保健関係者との実務的な関連でなされたと推察できる。

広島市への物的援助としては、DDT の動力散布器を貸与し (1948 年 9 月 15 日)、7 月 30 日に 4.5 トンの医療品を旧ニュージーランド軍占領地区から広島市へ運搬し、部隊が帰国する直前の 12 月 29 日に本国本部からの承認を待って、この金額で 3,000 ポンド相当の医療品を BCOF からの贈物として引き渡している。

サットンはこれ以前の 1947 年 6 月 18 日にも、個人的に 150 万単位のペニシリンを米国の民間対日援助組織ララ (LARA) を通じて日本赤十字社広島病院へ寄付している。新聞報道⁽³⁰⁾によれば、前年の秋にもちあがった広島へのペニシリン工場建設計画において、彼なりに努力したものの実現しなかったことから、木原市長に対して一時帰国の際に少しでもペニシリンを持って来ることを約したため、今回の寄付になったということで「数量は非常に少量で申し訳ない、この中にこもっている真心がわかってもらえば幸いだ」と慎ましいコメントを残している。

その他に、1948 年 6 月 4 日にもう一人の復興顧問ジャヴィー少佐と日本赤十字社広島病院を視察したことが記録されている。このジャヴィー少佐については、後に詳しく述べる。

サットンが市民に対して講演を行った (1946 年 8 月 5 日) とあるが、これは「平和復興広島市民大会」が開催され「広島市復興顧問サテン少佐らの挨拶」⁽³¹⁾があったことを示すものであろう。彼は第 2 回平和祭 (1948 年 8 月 6 日) へも出席している。帰国が迫った 1948 年 11 月 26 日には 1,000 名の市民を前にして、災害の際に同部隊が如何に医療チームとして援助できる体制をとっていたかについて講演を行ったと記されている。1948 年 6 月 28 日福井市を大規模な地震が襲い大きな被害を出した。本国オーストラリアでも大きく報じられた結果、兵士の家族が安否を心配したことがあった。BCOF はこの震災に対して、救援の準備を行っていたが、結果として派遣されず、7 月 2 日の部隊日誌にも福井震災への医療チーム派遣が要請されなかったので、隊員が失望したと記録されている。この市民への講演のテーマは、福井地震に由来するものであろう。

年	月	広島市訪問回数	
		合計	うち復興顧問として
1946 年	7 月	-	-
	8 月	1	1
	9 月～12 月	-	-
1947 年	1 月～10 月	-	-
	11 月	1	-
	12 月	1	-
1948 年	1 月	3	1
	2 月	1	-
	3 月	2	1
	4 月	3	2
	5 月	2	2
	6 月	3	3
	7 月	5	5
	8 月	3	3
	9 月	1	1
	10 月	2	2
	11 月	3	3
	12 月	4	4
合計		35	28

表 1 サットンの月別広島訪問回数 (1946.7～1948.12)

さきにもたように、サットンが復興審議会への参加終了後、広島市を再び訪れはじめるのは、1947 年 11 月からである。この時期以降の活動は、市の衛生課や病院等の実務レベルに対してなされたもので、復興審議会への参加のように政治色の強いものとは大きく異なるものであったと推察している。

戦後の医療福祉改革を行った GHQ/SCAP 公衆衛生局長クロフォード・F・サムス大佐（Crawford F. Sams）は日本の地方の公衆衛生対策について、「日本の公衆衛生の水準は、多くの分野で、先進的な国々の水準をはるかに下回るものであった」と、衛生技師等の専門員がほとんど配置されていないことや、そ族昆虫対策の意識が低いこと等を大きな問題として指摘している⁽³²⁾。それに加えて広島では、原爆被災で上下水道等のインフラも破壊され、市民の衛生状態は劣悪な状況にあった。またサムスは、当時日本では設備も十分でない専門学校で教育を受けた医師が半数以上を占めていることや、地方の医療現場ではこうした医師が中心となっていることを医療現場のレベルの低さの例として挙げている⁽³³⁾。一方、サムスは米国での高度な医療教育体制が前提となるのであるが、公衆保健福祉局の要員として米国から必要な医師を招聘する際、ベテランの帰還した軍医より、医学校を卒業した若い医師が、「思考力が柔軟で、専門的訓練をほどこせば、真に有用な要員になり得る」⁽³⁴⁾と、特に地方軍政部の医療・公衆衛生担当として若い医師の確保に努めたのである。

サットンは後述するように、経験こそ浅いものの公衆衛生に関する高度な専門教育も受けており、広島市の現場レベルにおいては貴重なアドバイザーとなったことだろう。

5 ジュノー博士による広島救援

次に、連合軍の広島への支援に対する姿勢について、占領のごく初期の段階、すなわち原爆被災から約 1 か月後の時期について考察することにした。

1945 年 9 月 8 日、マンハッタン計画調査団長ら 15 名の科学者と赤十字国際委員会（ICRC）のマルセル・ジュノー博士（Dr. Marcel Junod）が 7 機の輸送機に分乗し、約 12 トンの医薬品を携えて岩国へ到着し広島へ向かった。この経緯についてはジュノーやサムスの著書に詳しい⁽³⁵⁾⁽³⁶⁾。

1945 年 8 月 29 日 ICRC 駐日代表部のフリッツ・ビルフィンガー（Fritz Bilfinger）が広島地区の連合軍捕虜収容所を調査するため、広島県に入り、府中から三次を経由して広島市を訪れている⁽³⁷⁾。当時、県内には向島と因島の分所（収容所）に米英の兵士約 380 名が収容されていた。ただし、当時の「広島捕虜収容所」は、福山の本所に加えて広島・山口・岡山・香川・愛媛の 6 県にまたがる 12 か所の分所を含んだものを指す⁽³⁸⁾。さらに、三次の愛光保健園にもオランダ人の民間人抑留者が収容されていた⁽³⁹⁾。

広島市内に入ったビルフィンガーは、手当てもままならない多くの原爆被災者を目のあたりにし、翌 30 日に東京のジュノー博士宛に救援要請の電報⁽⁴⁰⁾を発している。そこには、壊滅に近い医療機関の状況と回復途上の患者が亡くなっていく謎に言及しながら、連合軍に対して医療品の空中投下を直ちに行うことを求めている。9 月 2 日に電報を受け取ったジュノーはただちに、当時横浜にあった最高司令部（GHQ/AFPAC）⁽⁴¹⁾へ赴き医療援助を要請した結果、7 日に医療品や医療器材を赤十字へ委ねるといった回答を得たとされている⁽⁴²⁾。

当時、軍政局の医療責任者であったサムスに対しては、来日していたマンハッタン計画のファレル准将（Thomas Francis Farrell）らの原爆調査団が、広島・長崎への早期の現地入りを求めている。しかしながら、広島への連合軍進駐は、10 月 6 日の第 41 歩兵師団呉上陸まで本格化しておらず⁽⁴³⁾、9 月上旬の時点ではこの調査団を保護し、彼らの目的実現を保証するすべはなかった。そこで、サムスは急遽の策としてジュノーからの要請を理由に、医療援助品を送るとともに調査団を広島入りさせることにし、日本政府に対して安全の保障を行わせるよう 9 月 6 日付で指令を出した⁽⁴⁴⁾。ここまでが、サムスによる広島救援にいたる説明である。

ジュノーは、輸送機は岩国へ到着して、その日は宮島の岩惣旅館に宿泊したと記しており、調査団に日本側医学者として同行した東京帝国大学医学部都築正男教授も、厚木から 7 機の C-46 輸送機で広島に向かったが、

その二日ほど前には、アメリカの新聞記者が数名広島へ先行しており、その時は飛行機が小さかったから、広という海軍の飛行場に着いた。が、私たちの乗っていたのは大きいから、そこへ着陸は無理だということになってそこから少し向こうの岩国へ着いた。なぜ、大型輸送機七台で行ったかという、人間は二十人ほどの調査団一行と我々二人、それに通訳が一人。兵隊もいくらか乗っているが、五台の輸送機には医療品が山と積まれているのだった。これは万国赤十字社から広島へ届けられたので、スイスの本部から一人の人がついて来た⁽⁴⁵⁾。

と回想している。

9月18日にジュノーがサムスに宛てた報告書⁽⁴⁶⁾では、ジュノーから連合軍への要請が9月5日になされたことと記されているが、9月6日付「広島救援」と題されたマッカーサーから第8軍司令官への命令書⁽⁴⁷⁾には、4日に日本政府から呉飛行場へ着陸するよう回答があったと記されていることから、この日以前に何らかの指令が連合軍から日本政府へなされたはずである。

ジュノーの5日の要請が正しければ、実際には彼の救援要請以前に、米軍はマンハッタン計画調査団を単独で派遣する準備を行っていたことになる。それ故、調査団とその器材のみを派遣する計画であったものが、一挙に大型輸送機7機の規模となったため、呉ではなく岩国に着陸せざるを得なくなったのであろう。ここでマンハッタン計画調査団と称しているものも、実際にはマンハッタン計画調査団と米太平洋陸軍軍医総監調査班が合流して行われたものであり⁽⁴⁸⁾、さらに日本側から都築ら2名も同行するなど、調査団自体の規模も次第に大きくなっていったのである。

日本政府への“Relief for Hiroshima”（広島救援：引用者訳）と題された指令⁽⁴⁹⁾（後に SCAPIN(A)-5 として整理される）では、ファレル准将以下約15名の科学者が広島の実験の影響について調査すること、約12トンの医療品が広島の実験者のために、ICRCのビルフィンガー氏に対して送られること、ファレル准将一行の安全の確保と支援を行うこと、医療品はICRCの指示のもとに配布されることが記されている。GHQ/AFPAC 軍政部から参謀部あての内部文書⁽⁵⁰⁾では、ビルフィンガーからの電信をもとにしたジュノー博士からの救援要請として、最初に広島地域の10万人の住民の間で続いている（謎の：筆者注）死亡について調査するために医学調査団を派遣すること、次に現地で不足する医療品の提供が述べられている。1万人を30日間治療するための実重量で12トンの医療品は、第一騎兵師団のものが振り向けられている。

もっとも、マンハッタン計画調査団の広島・長崎派遣こそが、米軍の最優先事項であったのだが、ここでは、マンハッタン計画調査団はあたかも救援の主役であるように扱われている。

ここで注目すべきは、日本政府に対する指令において、「広島救援」が明示されていることである。この時期においてはまだ、原爆を投下した米軍が広島を支援することについて、慎重に対応しようとする姿勢は見られない。むしろ、原爆調査団を広島・長崎に早急に送るといった命令を遂行することが急がれたのだ。もっとも、この時期において、米軍が放射能の影響や原爆の被害についてどの程度予想できていたかが大きな疑問であり⁽⁵¹⁾、原爆投下の倫理性に関する議論も原爆投下後から徐々に表出するようになるのであった。それとともに GHQ/SCAP も広島に対して、かたくなな姿勢を取るようになる。

ファレルは東京に帰還したのちの9月12日に連合国の報道記者に対して記者会見を行い、残留放射能の存在を否定した⁽⁵²⁾。8月7日のマンハッタン計画ハロルド・ジェイコブソン博士（Dr. Harold Jacobson）の発言による「原爆の影響で残された放射能は約70年間消え去らない」という報道⁽⁵³⁾を打ち消すために、残留放射能の影響を否定し、原爆は通常兵器と比して残虐な特殊兵器ではないことが強調された。そして、GHQ/SCAP は9月19日にプレス・コードを発し、米国の非難につながる原爆報道を禁止したのである。

それではサムスは、マンハッタン計画調査団の単なる隠れ蓑として、ICRCの広島救援要請を利用したのであろうか。そもそも連合軍には、ICRCの要請を無視できない事情があった。

連合国との開戦後、1942 年 2 月に日本政府は「俘虜の待遇に関する 1929 年のジュネーブ条約」について、同条約を批准していないが「準用」として ICRC に通知した。これ以降、ICRC は日本国内及び日本占領地域における捕虜収容所及び（敵国）民間人抑留所への救恤活動を開始した。これにより、ICRC は収容者等の安否情報や収容施設の所在等の情報を得て、交戦国相互に提供することができた。戦争初期から中期にかけてまでは、救恤品も収容所等へ送り届けられていたが、日本軍の戦況が苦しくなり、国内外での物資不足が深刻になるにつれ、収容所における衣食や医療の環境もより過酷になっていった。さらに、日本軍による捕虜虐待も連合国に伝えられ、日本は次第に収容所の情報を ICRC へも十分に提供しなくなっていた⁽⁵⁴⁾。

1945 年 8 月の終戦とともに、連合軍がまっさきに取り組んだのが、日本に捕らわれた捕虜及び民間人抑留者の速やかな解放・帰国であった。日本政府は終戦とともに、非協力的であったそれまでの ICRC に対する態度を一変させ、収容所の情報を提供した。ICRC 駐日及び各日本占領地域の代表部は、そうした収容所の状況を確認するため、連合軍が進駐する前から積極的に行動していた。ビルフィンガーの広島地区収容所調査も、こうした行動の一環であった。

連合軍は、部隊の進駐までにかかなりの時間を要することから、捕虜や抑留者の深刻な飢餓や病状悪化を軽減するため、日本政府に対して捕虜等の保護を命令するとともに、PW（“Prison of War”「捕虜」）という大きな文字を建物や敷地に表示させ、こうした収容施設に対して 8 月 27 日から 9 月 20 日までに、延 1,066 機の輸送機や B-29 により 4,470 トンの救援物資を空中投下した⁽⁵⁵⁾。ビルフィンガーが 8 月 30 日の電報で、広島へ医療品の「空中投下」を行うよう要請したのは、こうした連合軍の行動を知ってのことであろう。

このように、連合軍捕虜の解放において、占領軍進駐までの空白期における ICRC の活動は、総勢 63,500 人⁽⁵⁶⁾と見積られる多くの連合軍捕虜の早期救出に貢献したことから、サムスもジュノーからの広島救援要請に応えざるを得ない状況にあった。

6 木原市長の復興への取り組み

原爆で亡くなった粟屋仙吉市長の後任として、衆議院議員であった木原七郎が戦後初の広島市長に就任したのは、原爆から 2 か月以上も過ぎた 1945 年 10 月 22 日⁽⁵⁷⁾であった。木原市長は就任後さっそく、広島復興という大きな課題に取り組むことになる。

10 月 2 日に GHQ/SCAP が誕生し、10 月 11 日にはいわゆる「五大改革」がマッカーサーから幣原首相へ指示されるなど、GHQ はその後も次々と日本政府へ指示を重ねており、政府としてもこれへの対応に追われていた。

こうした時期に、木原市長は山本議長ほか市議団とともに、11 月 23 日復興に関する陳情のために上京した。各省庁へ陳情する中で、マッカーサーへの面会はかなわなかったが、終戦連絡中央事務局連絡官に地元関係者がいたことから GHQ へ面会調整を依頼したところ、情報・企画担当のマンソン大佐に会うことができた。その際に、次のような応答があったと報じられている。

市長、正副議長三人で訪れ終戦を速めた（ママ）のは実に原子爆弾の威力であってこの洗礼を受けたのが不幸広島市で、従って広島市が今回の戦災を被ったことは世界平和をもたらす第一歩であると同時にこれに寄与するところまことに大なるものがあると思われ、復興については絶対にその特異性を認め他の戦災都市よりも優先的に復興をはかりたいと思うと、これについての邦文統計書の提出方をもとめられるとともに所要経費の概算について質問があったので・・・(略)⁽⁵⁸⁾

この市の主張には、原爆によって戦争終結が早められたことが世界平和に貢献したという点と、その意義をふまえて他都市よりも優先的に復興すべきという二つの見解が含まれている。

この記事に対して、宇吹暁は市と GHQ との間で合意がなされたと解釈している⁽⁵⁹⁾。確かにこの記事の冒頭では、「マ司令部ほか関係各省の原子爆弾による災害の絶対的特異性に対する承認とこれが復興について後援の約を土産に得て」と GHQ も市の主張に全面的に賛同したように記されているが、先に引用した部分を注意深くみると文末近くの「これについても邦文統計・・・」から以降が GHQ の返答であり、これ以前は市の主張と考えられる。この記事は議長の談話をもとに書かれたことが記されており、上京の政治的成果がことさら強調されている可能性が高い。

しかも、木原市長一行が会ったマンソン大佐 (Frederick P. Munson) とは、諜報・治安・検閲を担当した参謀第 2 部 (G-2) の日本連絡課長 (Chief of Japanese Liaison Section)⁽⁶⁰⁾ であった。彼は 1926 年にウェストポイントの陸軍士官学校を卒業、1932 年から 36 年まで陸軍から日本への語学留学生として派遣され、その後北京で大使館付として勤務している⁽⁶¹⁾。さきの新聞記事では、彼は「元姫路高校地理講師、マ元帥の信任厚き日本通」であり、彼と面会を調整した連絡事務官「神川洋氏⁽⁶²⁾ (元浅野図書館長真氏令息) の郷土復興の熱意」により面会が実現したという。

マンソンは日本連絡課長として、日本政府との公式な連絡窓口の責任者であるが、このような地方からの復興陳情に対して正式に回答する立場にはない。彼の経歴や面会にいたった経緯から、復興まなぬ広島現状に対して、多少とも同情的な発言があったとしても、あくまで外交辞令の範囲内であったと考えられる。

したがって、筆者はこの記事だけをもって、原爆観や復興に関する見解について GHQ と何らかの合意があったと判断するには不十分だと考えている。その後の広島の復興は、特に財源問題や旧軍用地について大きな進展のないまま、1949 年 5 月の広島平和記念都市建設法の制定を待たねばならなかった。

7 BCOF 司令官ロバートソン中将と広島の復興計画

ロバートソン中将 (Horace Clement Hugh Robertson) は 1946 年 6 月 16 日、前任のノースコット中将 (John Northcott) から BCOF 司令官の指揮を引き継いだ⁽⁶³⁾。彼は 1948 年 8 月 6 日の第 2 回平和祭における来賓挨拶で、「広島市が受けた懲罰は戦争遂行上の受くべき日本全体への報復の一部」⁽⁶⁴⁾ であると述べ、式場上空をムスタング戦闘機に低空飛行させ占領軍の力を誇示した。また式典終了後の記者へのインタビューで彼は、「(原爆が:引用者注)彼ら自身の責任によるものであることをきちんと思い起こさせた」(引用者訳)と言っている⁽⁶⁵⁾。広島戦後史において、ロバートソン司令官といえば、この事件がまっさきに思い出されよう。

しかしながら、彼はこうした発言とは異なる考えを持っていたようである。ロバートソンの評伝 "Australian Brass" によれば、彼は広島の復興に対してかなり同情的な姿勢を示している⁽⁶⁶⁾。それを端的に示すものは、ロバートソンが広島の復興計画を支援することの是非についてマッカーサーへ照会していることである。今回確認した GHQ/SCAP の文書には、広島の復興援助に関する GHQ/SCAP の姿勢が明確に示されているので、少々長くなるが大半を訳して内容を紹介したい。

まずは 1946 年 8 月 16 日付の BCOF 東京分区司令官からマッカーサーの副官宛の書簡で、ロバートソンからかかった電話の内容を次のように要約している。

ロバートソン司令官は、最後に東京で最高司令官 (マッカーサー:引用者注) と議論した広島市の将来の都市計画と再配置計画 (土地利用計画:引用者注) に関する提案について話されました。

1. ロバートソン中将の電話によると、BCOF において広島の復興計画の作成とその評価を引き受けてくれる技師を見つけたが、技師が不足しているためではないのだが、BCOF の任務で今後長期にわたり手一杯になるため、対応できないということであった。
2. オーストラリアの友人の都市計画家へ電報で照会したところ、他の二人の都市計画家が引き受けるであろうということであった。彼らは広島で復興計画の基本方針を策定・助言し、その次には

BCOF の家族住宅に関すること等を支援することになるだろう。

3. ロバートソン中将は、当然に彼らの BCOF 管轄地域への立ち入りを許可し、彼らの日本への渡航及び宿泊の便宜を図る予定である。
4. ロバートソン中将は最高司令官の見解を賜りたい⁽⁶⁷⁾。

マッカーサーの面会記録⁽⁶⁸⁾では、ロバートソンは 8 月 6 日にマッカーサーと会っている。これに対して参謀 1 部 (G-1) で政策・人事を担当するアーモンド大佐 (Edward Mallory Almond) が 20 日付で作成したメモでは、次のような回答を上申している。

占領軍が使用する予定の施設を除き、日本の各都市の再建は日本政府が唯一の責務を負う。日本の各都市の再建と復興は、この分野において有能な専門家を有する日本人の責務である。米国からの支援は、占領軍関係者の個人の立場による助言に制限されている。いかなる者もこうした特定の目的に従事していない。もっぱら広島復興のために二人の専門家を雇用することは、日本の他の都市からの要請を招く好ましからざる先例となると考えられる。広島への優遇措置から占領軍が批判の対象となる結果を招くこととなるため、この要請を許可することはできない。民政局、外交局、第 8 軍も同様な意見である⁽⁶⁹⁾。

これを踏まえて、22 日にマッカーサーの副官バンカー大佐 (Laurence Elliot Bunker) が BCOF 東京分区司令官へ宛てた返書においては、

1. マッカーサー元帥が 8 月 16 日付の広島の復興計画の提案に対して応答するよう指示された。
2. 元帥はこの問題に対して、様々な面から調査を行った。困難を抱える日本人を支援することは正当であり、占領軍の任務の妨げとならない限り占領軍の人員を使用することに対して意義は唱えない。
3. しかしながら、二人の都市計画専門家を日本に連れてくることは、他の多くの分野へ波及し、他の地域からの多くの要請を招く先例となりかねないことから承認できかねる。元帥はこのような行動は賢明ではないと考えている⁽⁷⁰⁾。

ここに見られるのは、原爆が特別に残虐な兵器であることの否定により、原爆被災を他の戦災と区別して特別視しない、したがって特別に優遇しないという GHQ/SCAP の冷徹な姿勢である。モンゴメリーもさきに引用したインタビューの中で

私は広島をシンボリックな街として復興させたいと、“市顧問”の資格で軍政部長に何べんも手紙を書いた。少しでも復興資金が欲しかったし、何よりも、世界がもっと広島に関心を持ってほしかった。豪州軍にも協力を求めた。しかし、努力はむなしかった。占領軍は広島を特殊な街として扱うつもりはまったくなかった。冷たかった⁽⁷¹⁾。

と当時の GHQ の姿勢を回想している。

アーモンドの見解ではロバートソンの提案の問題点として、まず復興都市計画は日本政府の責務であり、占領政策の範囲外であること、次に占領軍が広島に優遇措置を行うことの妥当性を問題として挙げている。さらに、この見解は幕僚部と参謀部の関係各課の統一したものであることが強調されていることにも留意する必要がある。筆者は、この時点ではじめて広島への復興援助に対する GHQ の見解が明確化されたと考えている。一方、マッカーサーの見解はやや寛容的であり、前者については占領政策の妨げにならない範囲では正当化されうる

とし、後者の広島への優遇措置を反対理由として掲げているのである。

それでは、戦争による被災都市を新たな都市計画（Re-planning）の基に造りかえることが、連合軍の占領政策の範囲外であるという点について、検討してみよう。

連合軍の占領政策の目的は、日本が米国や世界の平和と安全の脅威にならないことや、他国の権利を尊重し、米国が国連憲章で示した原則に沿った平和かつ責任ある日本政府の樹立であり⁽⁷²⁾、それは日本の非軍事化、民主化を重点とする諸改革により実現が図られた。また、こうした諸改革を実施するためには、同時に戦争で疲弊した日本の食糧・住宅難の解消や医療・衛生、経済の再建など現実の問題に対応し、民政の安定を図ることも必要であった。しかし、これには戦災復興を契機に新たな都市づくりを行おうとする復興（都市）計画は含まれていない。

米国は日本占領のかなり以前から、戦後の占領準備を進めていたが、なかでも陸軍省は占領開始前の準備段階において「民政ガイド」というテキストを占領任務の要員訓練用に作成しており、占領担当官は実務の際にもこれを参照していた⁽⁷³⁾。民政ガイドは行政、司法、産業に関する 60 を超える各分野別のものと、各府県別のものがあるとされている。分野別のものの中には、公衆衛生、上下水道、教育といった地方自治体にも関わりが深いものはあるが、「都市計画」または「復興計画」に関するものは確認されていない⁽⁷⁴⁾。もともと、直接軍政を前提に準備してきた点も考慮する必要はあるが、長期的な都市計画を含んでいないという点については、「占領」という任務になじまないという理由から説明できる。

以上のように GHQ/SACP の立場としては、ロバートソンが提案する広島の復興計画に対する特別な支援に対しては否定的であったが、それでは、広島の復興顧問はいかなる立場で復興計画に関与していたのであろうか。

8 占領政策における復興顧問の位置づけ

モンゴメリーとサットンの復興顧問就任を報じた新聞記事⁽⁷⁵⁾によれば、この就任は呉の広島軍政部の「ウェーバー、メイヤー両少佐のあっせんによるもの」で、「マ司令部でもこれを許可」したと、GHQ/SCAP の承認があったことを報じている。しかし、筆者はこのような承認はなされていなかったと考えている。

各府県軍政部の役割は、GHQ/SCAP の指令の地方自治体等の遵守状況を監視し、修正させ、報告すること⁽⁷⁶⁾であり、軍政担当官は直接指示したり、運営を指導したりする権限はなかった⁽⁷⁷⁾。より具体的に「地方及び中央政府の官吏に助言を与え、これを指導する。ただし、その代理となる行為をしてはならない。」⁽⁷⁸⁾と説明したのもあった。

モンゴメリーの場合、彼自身が地方軍政部の担当官であり、間接統治という GHQ の軍政統治の建前からは、一地方都市の顧問に就いてその利益を代弁するということは許されないことであろう。さきのモンゴメリーの回想でも、「“市顧問”の資格で軍政部長に何べんも手紙を書いた」と述べているが、唯一残された書簡⁽⁷⁹⁾をみる限りでは、あくまで軍政中隊の担当官が広島市復興審議会からの問い合わせについて、第 8 軍軍政本部へ照会した形をとっており、「市顧問」という立場は明示されていない。また、モンゴメリー帰国後の後任もしばらく空席が続き、最終的には英連邦軍からジャヴィーが派遣される結果となっていることも、こうした事情を反映したものと考えられる。モンゴメリーの復興顧問就任については以上のことや、さきのロバートソンへの GHQ/SCAP の回答がこの時期のかなり後に整理されているものの、GHQ/SCAP が全く異なった見解を有していたとも考え難いことから、呉の軍政部限りの判断で行われたのではないかと推察している。

モンゴメリーは軍政部において、占領軍向けの日本人労働者の調達から、地域の労働組合の組織化を進めることなどいろいろあったと述べている⁽⁸⁰⁾。また、ある教育関係の通知文書⁽⁸¹⁾には「第 76 軍政本部及び本部中隊司令部ジョン・D・モンゴメリー少尉」と氏名と所属が明記されており、教育関係も担当していたようである。モンゴメリーは「法律行政科長」という仰々しい肩書きで報じられているが、単に各軍政部隊に 1 名ずつ配属されていた「法律・政治担当官」“Legal and Government Officer”⁽⁸²⁾ではなかったかと思われる。実際には、

若い下士官として様々な業務を担当していたようだ。

背景として、当時の地方軍政部は慢性的な人員不足により、実際の要員が配置基準の 50～60% の状態であったことがあげられる。この問題に対しては、のちに軍人から民間要員への転換と拡充を図りつつ、組織の改編を重ねている⁽⁸³⁾。

それではサットンの場合は、どのような立場であったのだろうか。さきにみたように BCOF は戦術部隊であり、モンゴメリーのように軍政には直接関与していないことから、任務に支障のない範囲であれば、顧問就任はさきの GHQ/SCAP の見解とも矛盾しない。サットンの復興顧問就任については、広島市の公式事業にも代表として参加していることや、本部の呉近郊のことでもあり、BCOF として正式な承認を得たものではないかと推察している。しかしながら、サットンの評伝には、サットンが広島市民に挨拶した翌日(1946 年 8 月 6 日)に、サットンの復興顧問就任を聞いてなかったため、ロバートソンから呼び出されたが、サットンからの説明により「続けてよい」と承認を得たと書かれてもおり⁽⁸⁴⁾、彼の復興顧問就任が前任のノースコットから正式に承認を得ていたかどうかは、今後の資料調査で確認する必要があるだろう。

もっとも、この事件が契機となって、ロバートソンのマッカーサーへの要請につながった可能性もある。さきに述べたように、ロバートソンは 8 月 6 日の正午にマッカーサーと面会した記録がある。また、対日理事会英連邦代表として東京に駐在していたマクマホン・ボール (William McMahon Ball) の『日本占領の日々』⁽⁸⁵⁾によると、ロバートソンは少なくとも 8 月 6 日から 7 日にかけて、ガスコイン英国駐日大使宅に滞在していたようだ。当時の東京への移動がいつどのようにして行われたのか明らかではないが、一つの仮説として、6 日の朝の新聞報道に基づいて、広島から東京のロバートソンに報告があり、ロバートソンが東京からサットンに対して電話で質したということが考えられる。これにより、ロバートソンがその日正午のマッカーサーとの会談で、広島への都市計画専門家派遣について話したのではないだろうか。

こうした一連の流れがなかったとしても、「復興顧問」という存在がロバートソンの提案の基になった可能性は非常に高いと考えている。

9 復興顧問ジャヴィー少佐

前述のロバートソンからの照会文で言及された BCOF の技師とは、工兵隊所属のジャヴィー少佐 (Stanley Archibald Jarvie) である。この技師が長期にわたり手がふさがれると記された任務とは、家族住宅の建設のことであろう。彼は BCOF では、広や江田島の軍属むけ家族住宅の建設を担当していたとされている⁽⁸⁶⁾。BCOF の資料⁽⁸⁷⁾にも、彼は家族住宅建設の唯一の責任者であり、戦災で疲弊した日本において、熟練した建築技術者の不足にも関わらず、高い品質の建築を完成させ、BCOF の家族が早期に居住できるように、多大な努力を傾注したと賞賛されている。

ジャヴィーの復興顧問就任についてはこれまで、「ロバートソン中将じきじきのお声がかりで推薦されて来た」⁽⁸⁸⁾と伝えられてきたが、部隊日誌においても、前述のサットンとジャヴィーがともに日赤広島病院を訪れた際の記述に、ジャヴィーが「広島の復興計画を支援することを司令官から任命された」⁽⁸⁹⁾とあり、これを裏付けている。

石丸はジャヴィーの復興顧問就任を 1947 年 8 月 21 日の新聞記事から、この直後と推定している⁽⁹⁰⁾。マッカーサーに提案を否定されたロバートソンは、都市計画家を本国から連れてくることを断念し、ジャヴィーを市の復興顧問として派遣することにしたのである。広の虹村には、1947 年 9 月までに 235 戸の新築住宅が建設されているので⁽⁹¹⁾、ジャヴィーの虹村での業務もこの頃までに落ち着く目途がついたのではないだろうか。

一方、任期の終了については、市の記録⁽⁹²⁾にサットンと併記して「1949 年 5 月 10 日帰国」と記されており、市としてはこれをもって任期終了としたようだ。

ジャヴィーは市内白島地区の区画整理案に対して、広の虹村と同様のコンセプトで、英国を起源としてオー

オーストラリアでも人気のあった「ガーデン・シティ」という曲線を基調とする道路網を配置した計画案を提案した⁽⁹³⁾。石丸はこれを「ジャビープラン」と呼んでいる。当時のことを浜井市長は次のように振り返っている。

(ジャヴィーは：引用者注) これまで十数年も都市計画の研究をして来たといっていたが、復興院はすでに決定して、告示までした広島都市計画を、変更しようといいだしたのには弱った。(中略) 白島地区の区画整理が遅れたのも、ジャヴィー少佐が、あの地区だけでも、理想的な都市計画を実施しようといっって、承知しなかったことが、一つの原因であったのである。

こうした市との摩擦もありながら、東京の GHQ への数度にわたる要請や、高松宮への嘆願など、彼は復興顧問としての役割を果たそうとする⁽⁹⁴⁾。1948 年 12 月 15 日付の部隊月報⁽⁹⁵⁾によれば、彼は広島について以下のようなことに興味をもっていた。

- (a) 地理的特徴、歴史、通信、工業調査、商業、人口、健康、住宅、空地、耕地、景観調査、統治・財政・公共サービスに関する基礎的調査
 - (b) 暫定的な土地利用計画の準備及び、三篠・白島地区や他地区の(都市：引用者注)計画
 - (c) 診療所の計画及び、赤十字病院の新しい屋内配置の準備に関する計画
 - (d) 宇品への大規模港湾設置に関する計画と交渉
 - (e) 宇品島(元宇品：引用者注)に 8 千万円の観光ホテルを建設することについて国と交渉の結果、国立平和記念館の完成を進めること。
- (a) の調査により、浜田への鉄道路線を敷設する経済的な必要性が確認された。(引用者記)

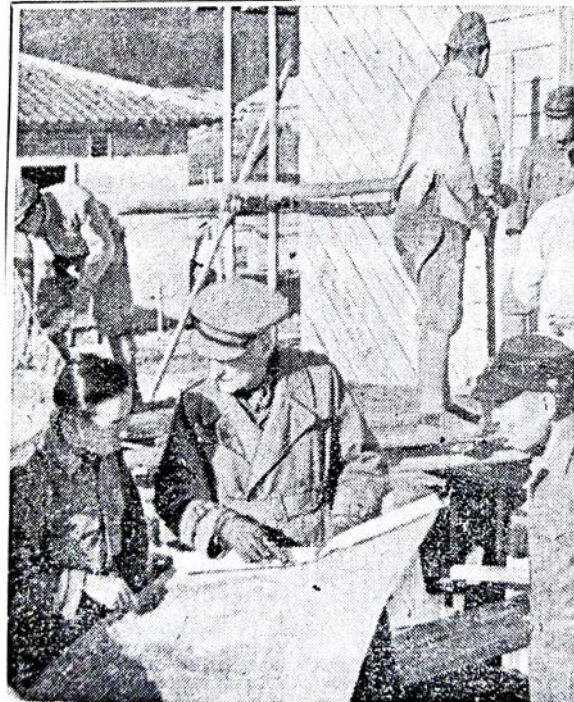
かなり、念入りに様々な調査・検討を行ったようである。上記は、新聞紙上で「復興ヒロシマ座談会」と題された特集⁽⁹⁶⁾とも内容的に重なるものである。その他のジャヴィーの広島の復興計画に対する影響については、先行研究⁽⁹⁷⁾に詳しい。

ジャヴィーの履歴に関する資料としては、オーストラリア国立公文書館に軍歴調書⁽⁹⁸⁾が所蔵されている。これによれば、彼は 1898 年 9 月生まれであるので、顧問就任時は概ね 49 才であった。彼は 42 年 1 月 12 日、45 才で中尉として兵役についた。彼が滞日した期間は、1946 年 5 月 20 日～1947 年 6 月 21 日(約 400 日間)、1947 年 8 月 12 日～12 月 19 日(約 130 日間)、そして 1948 年 4 月 5 日～1949 年 5 月 10 日(約 400 日間)の 3 期である⁽⁹⁹⁾。この 2 回目の任期の 1947 年 8 月に広島市の復興顧問に就任している。

顧問就任後に報道等で再び彼の足跡をたどれるのは、石丸によれば約 1 年後の 1948 年 7 月初旬である。1947 年については虹村の住宅建設が 9 月頃までは続いた可能性はあるが、彼の活動が表れなかったのは、この間の 1947 年 12 月中旬から翌年 4 月上旬までは任期のはざまに本国に帰国していたためである。しかもその間の 2 月から 3 月中旬までは入院していた。彼は 1944 年の 4 月に皮膚の病気(腫瘍の一種)と診断されて

Thursday, March 6, 1947

Houses For Dependants



MAJOR S. A. Jarvie, of Longueville (NSW), BCOF engineers supervising the construction of dependants' houses, explains building details to a Japanese supervisor.—PR Photo.

写真 建築現場のジャヴィー少佐
新聞 "BCON" 1947 年 3 月 6 日号
(資料提供 呉市文化スポーツ部文化振興課)

以来、兵役についている間、病気でしばしば入退院を繰り返している。1948 年 4 月 5 日からの最後の任期においても 1949 年 1 月末から 3 月中旬まで呉で入院している。そして 3 月 15 日に BCOF の任務も解かれたのち、同月 19 日、30 日に土地区画整理審議会に参加したのを最後に、5 月 10 日神戸から香港へと帰国の途についている。彼は、最終的にこの病気が原因で、1950 年 3 月 11 日に除隊となっている。

ジャヴィーは、この病との戦いの半生のなかで、広島復興に関与したのである。

10 広島平和記念都市建設法と GHQ/SCAP

さきに述べた 1945 年末の木原市長らによる陳情以降も、広島市は旧軍用地の払下げと特別補助に関して、国へ積極的な陳情活動を繰り返した。こうした陳情活動が大きく転換したのが、1949 年 2 月からの広島平和記念都市建設法という特別法制定への活動である。ただし、いきなり方針転換が行われたわけではなく、特別法制定の案が出された後も陳情と特別法制定の二つの方針が併存したとされている⁽¹⁰⁰⁾。

1949 年 3 月、前外務政務次官、当時衆議院議員であった松本瀧蔵とともに、浜井信三広島市長と任都栗司市議会議長が、GHQ/SCAP 国会議事課長ジャスティン・ウィリアムズ（Justine Williams, Sr.）の自宅を訪れた。松本は平和記念都市建設法について説明し、その法案の英訳をウィリアムズに見せた。広島出身の松本瀧蔵は、米国フレズノで教育を受け、ハーバード大学出身で英語が堪能であったことから、GHQ/SCAP に出入りしていたという。

広島平和記念都市建設法は、恒久平和実現の象徴として広島市を平和記念都市として建設するという目的を掲げ、この法律が都市計画法の適用を示し、さらに、平和記念施設やこれにふさわしい文化施設を整備することを加えたものであった。また、この法律適用による措置としては、1948 年の全面改正により軍用地等の払下げを著しく困難にした「国有財産法」の適用が除外されることや、国や関係団体は可能な限りこれを支援するという抽象的な規定が示されているのみである。

ウィリアムズは、当時を回想した書簡⁽¹⁰¹⁾のなかで次のように語っている。

私の目には、法案が占領政策—アメリカ政府の指示するところにしたがって、課せられていた厳しい経済安定計画といったもの—に矛盾するものではなく、アメリカの技術援助、財政補助も要求していない上に、きわめて国内的性格のものに映った …

また、この書簡の書き出しで彼は、

広島市が GHQ に対して初めて復興援助を求めてきたのは、1946 年 8 月のことであった。瀬戸内海方面に駐留していた英連邦軍を通じ、広島市は GHQ に対して、この世界最初の原爆被災都市を再建するため、アメリカの都市計画専門家の派遣を要請している。GHQ の民政局と外交局、及び第 8 軍の勧告にもとづいて、マッカーサー元帥は、もしもこのような要求を認めるとすると、何十もある他の戦争被災都市からも同じような要求が出ることになり、とうてい聞き届けることのできない要請であるとして拒否した

と、46 年 8 月のロバートソンからの要請とその回答について、都市計画家の派遣がオーストラリアからでなく米国からに変わっている点を除いて、正確に記述している。すなわち、彼はこの法案自体が過去に出された広島の復興計画に対する GHQ の見解とも矛盾しないこと、また当時の最も重要な政策である経済安定化計画とも矛盾しない点を強調したのである。

ウィリアムズによれば、3 月に広島市から説明を受けた彼は、翌朝上司のホイットニー（Courtney Whitney）民政局長へ報告した。するとホイットニーはすぐさま法案をマッカーサーのところへ持って行き、承認を

得ている。5月3日には山田節男参議院議員(後の広島市長)と寺光忠参議院議事部長がGHQを訪れ、ウィリアムズへ法案を提出した⁽¹⁰²⁾。その当時、国会提出議案は全て、事前に国会議事課を通じてGHQの承認を得る必要があったのである。その日のうちに、上司であるホイットニー宛に、GHQ内部での調整は不要であると早期の対応を進言し、高度な政治的判断のみが必要であると結んだメモ⁽¹⁰³⁾⁽¹⁰⁴⁾を作成した。その結果、翌日4日にはGHQから承認の回答が得られたのである。

このような素早い対応が可能となった背景には、過去のロバートソンの要請を契機に、広島復興計画に対するGHQの見解が十分な検討のうえ出されていたことも、重要な役割を果たしたのではないだろうか。

そもそも、この法案が関係するGHQ/SCAPの部局は、ウィリアムズが言うように、「本来ならば経済科学局(予算関係、工業資源の転用)、法制局(憲法適合性)、天然資源局(土地利用関係)」⁽¹⁰⁵⁾にまわされるはずである。したがって、本来の関係局の長々とした検討・調整を経ていれば、開会中の国会審議に間に合わなかった可能性は高い。しかし、ウィリアムズの進言により、ホイットニーはそうした通常ルートを大きく捻じ曲げたのである。また、3月の法案に対するホイットニーからマッカーサーへの素早い報告も、ホイットニーをそこまでさせる理由の存在を示唆している。

この特別法をGHQ/SCAPが認めたことについて、「アメリカ軍は原爆被災を引き起こした原因者であるから、軍による間接的統治の円滑な遂行のためには、広島復興を承認し、側面から援助するほうが、政策としては望ましかった」⁽¹⁰⁶⁾という、いささか乱暴な解釈がある。しかし、筆者としては、ウィリアムズの手紙に書かれている以下の部分に注目したい。

この計画は、1946年日本国憲法の不戦条項(日本国憲法第9条:引用者注)や、できる限り広範囲にわたって、日本人の自主性と希望とにそってことを進めていこうとする政策に示されたような、平和に対するマッカーサー元帥の意向に添うもののように思える⁽¹⁰⁷⁾

この法案自体を純粹に読み取る限りにおいては、この法律はマッカーサーが目指した日本の非武装化を唱えた憲法第9条に呼応するものであり、また、日本人自らによって考え出された平和への取組みでもあった。この両方の意味でマッカーサーの理想を具体化したものとして、この法律に大きな意義があると考えたのではないだろうか。さきのウィリアムズからの引用については、このように解釈できると考えている。

さらに重要な背景としてこの時期、冷戦が激化するなかで「48年10月のNSC-12/2の決定によりアメリカ政府の対日占領政策の転換が公式に確定すること」から、「対日占領政策の重点を『非軍事化・民主化』から『経済自立・復興』へと転換」させる政策上の大きな転機があった。これに対してマッカーサーは、「特に再軍備、警察力の強化などの初期改革の基本原則を毀損する政策転換については強く反対した。」⁽¹⁰⁸⁾のであった。こうした時代の流れに対する危機感が、「非武装」のシンボルとして平和記念都市建設の意義を際立たせたのではないだろうか。ここにおいては、「原爆被災」よりも「平和記念都市」の建設が前面に打ち出されたため、広島への優遇を否定した過去の見解も姿を消すことになる。

この広島平和記念都市建設法のGHQ/SCAPにおける意義を見出し、旧軍用地を所管する天然資源局ではなく国会議事課のウィリアムズに相談し、大きな成果を上げたことについては、ウィリアムズをして「日本政府とGHQの複雑な相互関係に関する知識では、どの日本人も松本にはかなわなかった」⁽¹⁰⁹⁾と言わしめた、松本灌蔵の手腕であった。

11 復興顧問のその後

(1) サットン

サットンとは、一体どのような人物であったのだろうか。BCOFとして日本にいた時代の前後を中心に、彼

の評伝⁽¹¹⁰⁾からその姿を紹介しよう。

サットン は 1918 年 9 月 4 日、父ハーベイ・サットン (Harvey Sutton) と母フランシス (Frances Beatrice Harvey Sutton) との間に、7 人兄弟の長男としてシドニーに生まれた。父は著名な医師であり、メルボルン大学で医学博士号を授与されたのち、英国オックスフォードへ留学し、第一次大戦では中東での対トルコ戦において、軍医としてマラリアや赤痢などの感染症対策に携わった。父はそののち、1930 年にはシドニー大学で予防医学の教授となり、同大学の「公衆衛生及び熱帯医療学部」の初代学部長に就任している。彼は特に、シドニー大学や周辺の地域において公衆衛生の普及啓発に力を入れ、1944 年には「公衆衛生講義」という教科書を執筆している。サットンも 1937 年から 1942 年まで、伝統あるシドニー大学医学部で学び、5 年次には父の公衆衛生の教科も履修している。

父は英国留学中に伝統のケンブリッジ・オックスフォード対抗戦のラクロスや陸上競技で活躍したスポーツ選手でもあったが、その実力は特に 1908 年のロンドン・オリンピックの 880 ヤード (約 800m) 走に、オーストラリア代表として参加するほどであった⁽¹¹¹⁾。サットンも父に似て、大学在学中はさまざまな競技で活躍したが、特に中距離の陸上選手として学内や州の記録を更新した。

サットン は 1942 年 6 月に医学部を修了後、オーストラリアで最も先進的な王立アルフレッド皇太子病院で研修医となる。開戦後は、1943 年 5 月に兵役につき、翌 6 月にパプアニューギニア戦線に軍医として赴いている。彼は、ラバウル周辺で終戦を迎え、そのまま BCOF へ志願した。

彼は 1946 年 12 月 30 日、一時帰国の間にジュディス (Judith) と結婚し、夫人を伴って再び日本の元の部隊へ帰還、広の虹村の家族住宅に居を構えた。彼は、終戦後に本国に帰還したのち職業軍人として軍に留まるよう要請されたが、1949 年 8 月 1 日に退役している。彼は帰国から退役までの間、王立アルフレッド皇太子病院で再び研修医として働きながら、医師としての就職先を探していた。

彼が選んだのは、オーストラリア北東部のクィーンズランド州クロンカリー (Cloncurry) の病院長としての職であった⁽¹¹²⁾。クロンカリーはクィーンズランド北西部の牧畜が盛んな地域であり、古くは周辺での銅・金の鉱山の発見により発展した歴史がある。後年にはウラニウム鉱山も開発された、猛暑と乾燥の荒涼とした「フロンティア」と呼ばれた地であった。彼には、医師として輝かしい将来が約束されていたが、広島原爆による悲惨な状況が忘れられない記憶として深く残ったことが、彼を異なる道へ歩むことを促したようだ。

クロンカリーの広大な地域には、鉱山や農場に加えて多くの小さな町や集落があり、先住民族であるアボリジニーも散り散りに離れて住んでいる。サットンが勤めたクロンカリー病院には、医師が操縦する軽飛行機により往診・救急搬送を行うフライング・ドクターが患者を運び入っていた。のちにサットン は地元でフライング・ドクターの活動に参加していたが、その当時の組織 (Royal Flying Doctor Service of Australia) では、広大な地域を少ない医師でカバーするため、1 月に一度程度の往診しかできないという絶対的な医師不足の状況にあった。このため、彼は自らインランド・フライング・サービス (Inland Flying Service Ltd.) というフライング・ドクターの会社を設立した。この会社は、1976 年から約 7 年間、16,500 人の患者を延飛行距離 270,000km にわたり搬送したが、最終的には財政的に行き詰まり解散している。清算時の多額の負債は、サットンが個人的に負担したとされている。

厳しい自然の広大な地域において、フライング・ドクターとして活動することは非常に危険な任務でもある。ひとたびエンジントラブルで不時着や着水を余儀なくされれば、乾燥した塩湖では灼熱に焼かれ、海岸沿いや湾上の海中にはサメやクラゲが、湿地帯にはクロコダイルや蛇が待ち受けている。そして、そうした場所は、たいがいの場合道路から遠く離れていることから、早期に救助されることも期待できないと、当時のサットンの会社の医師が回想している。

彼は代々の英国国教会信者の家に生まれた熱心な信者でもあり、地域の教会活動にも積極的に加わり、1979 年には神父に叙任されている。また、サットン は開業医として地域で活動する一方、文化・教育・福祉に関す

る様々な団体にも貢献し、地域の振興に努めたことで名声を博している。

BCOF は隊員の士気を高めるために、様々なスポーツ活動を奨励し、競技会を開催している。部隊日誌によればサットンも、1947 年 5 月の旅団内の大会で 880 ヤード 1 位、円盤投げ 2 位、7 月に同じく 2 位と 3 位の成績をおさめ、10 月には東京の全日本大会に BCOF 代表の 3 人のうちの一人として参加するなど、父親譲りの運動能力を発揮している。

彼が隊長となった後の部隊日誌には、聖典から引用された詩編や言葉が命令書の終わりに記載されているものが多い。広島市に対する様々な活動も、復興顧問としての使命感や広島の悲惨な現状が彼を動かしたと思われるが、根底には彼の信仰心の深さも影響しているのではないだろうか。彼は広島での経験から、人類全体が核兵器の廃絶と平和の推進に取り組むべきだと考えていたという⁽¹¹³⁾。

1968 年 2 月、1 通の国際郵便が広島市に届いた。発信人はサットンである。彼は、原爆ドーム保存募金として送付した小切手が換金されていないが、どうなったか照会している。調べに時間を要したのか 5 月になって、市は小切手を受領していないので、日本への詳しい送金方法を細々と説明して、再度の送金を依頼している。ただし、ドーム保存工事は既に 1967 年 8 月 5 日に完成し、あとは周辺緑化工事を残すだけであるとの説明も加えられている⁽¹¹⁴⁾。

6 月中旬、彼の募金が「原爆ドーム保存募金寄付者名簿」に記帳された。日本を離れた 20 年後も、彼は広島を忘れていなかった。

(2) ジャヴィー

ジャヴィーの帰国後の消息については、ほとんどわかっていない。

現時点で唯一判明しているものとしては、被爆 20 周年を記念して中国新聞社が、海外の広島ゆかりの人物にメッセージを求めたところ、ジャヴィーはこれに応えている⁽¹¹⁵⁾。彼は広島から送られた写真集を見て、「その驚異的な復興ぶりはほとんど信じられぬほどです」と驚くとともに、「不幸な原爆犠牲者の方々にたいして心の底からの共感を述べるとともに、その大きな苦悩の重荷が少しでも軽くなり、不屈の精神でその苦しみに耐えることができるようにと祈りたいと思います」と犠牲者と被爆者へ心を寄せている。また続いて、「私は、皆様に平和と繁栄が続くことを願い、ヒロシマがいつの日か、美的見地からみても“東洋の宝石”となることを願っています」と述べ、「その計画作成に多くの時をかけて考えることが私の喜びだった広島の現在と将来の発展にいつまでも関心を持つものであることをここにお伝えします」と結んでおり、彼にとっても復興顧問としての仕事が思い出深いものであったのだろう。

ジャヴィーはこれから 10 年後の 1975 年 10 月 26 日に他界している⁽¹¹⁶⁾。

12 ロバートソンと日本美術

1960 年 4 月 28 日、ロバートソンは大動脈破裂で突然亡くなった。当年 65 才。彼の妻は既に 1956 年に先だっていた。その約 2 か月後、彼の自宅の所蔵品がオークションにかけられている。約 480 点におよぶ品名リストには、家具、食器や生活用品も含まれているが、圧倒的多数は日本で購入した美術品、例えば日本画、屏風、漆器、印籠、小柄、香炉、陶器、銅鏡などであった。

オーストラリアには、彼の日本での収集歴や帰国後の処分に関する文書⁽¹¹⁷⁾が残されている。多くはこうした美術品の領収書であるが、由緒書き、屏風に書かれた書（おそらく漢詩）の意味を解説したもの、あるいは広重の東海道五十三次の解説などもあり、その多くは手書きで書かれている。ほとんどが東京の美術商から購入したようだ。中には犬養内閣農相山本悌二郎や東条英機旧蔵のものも見受けられる。また、彼が蒔絵の飾箱を 1947 年 11 月のエリザベス二世の結婚祝いとして贈呈したと書かれたパンフレットも残されている。中四国地方の関係では、萩焼や阿波の浄瑠璃人形の解説をタイプしたものもある。なかには、印鑑でも作ろうとし

たのか「露鳩尊」と自分の名を漢字で表記した紙片もある。彼は、すっかり日本文化の虜になったようだ。彼がいつ頃から日本美術の収集を始めたのかははっきりしないが、最も早い時期の資料としては、確認できた範囲では 1947 年 5 月のものである。

彼は単なる美術品愛好家ではなく、自分でも絵を描いたようだ。オークションのリストから、彼の自宅にはアトリエがあり、日本製の水彩絵具もあったことがわかっている。亡くなる直前の 4 月 11 日から 29 日まで開かれた、ロバートソンが描いた 30 点の油絵展覧会のパンフレットも残されている。

彼は在日中の公式行事でも、美術愛好家としての片鱗を見せている。1948 年 8 月 6 日、第 2 回平和祭の関連事業として開催された平和美術展覧会で、森本国夫の「廃墟に祈る」を絶賛し、「軍に引き取ってオーストラリアに寄付したい」と申し出たと報道され、また、1948 年 10 月 29 日、広島市を公式視察したロバートソンは、日赤広島支部、保健所等を視察後、福屋百貨店で開かれていた近代美術展に立ち寄り、近代の日本美術を大いに堪能したと報じられている⁽¹¹⁸⁾。

第 2 回平和祭での挨拶に対して、当時の浜井市長は自著の中で、彼の非常識な挨拶から占領軍兵士の本音を垣間見たと感じたが、付添の兵士から聞いたところによると、一緒に登壇していたオーストラリアの国会議員団が BCOF の日本人に対する態度に批判的であったため、これに 대응するためにロバートソン自身が付け加えたフレーズであったと記している。そして、また、同席した外国人の記者さえもロバートソンの挨拶に批判的であったが、浜井市長自身は、ロバートソンの政治的立場からの発言として、怒りよりも憐憫の情を抱いている⁽¹¹⁹⁾。そもそもロバートソンは、この挨拶とは正反対に、前年の平和祭に寄せたメッセージでは、「広島市の発展を多大の関心を持って見守っている。……余のなし得る限りの援助を与える積りであるから遠慮なく申出られんことを希望する」⁽¹²⁰⁾と広島の復興に対して、きわめて同情的な態度を示していた。

13 おわりにかえて

以上、最近の占領軍関係資料調査に基づいて、3 人の復興顧問の姿を追うことで、その役割と側面について新たに判明したことを中心に整理してみた。また、ロバートソンについても、知られていなかった彼の一面を明らかにすることで、彼の複雑な心境を理解する一助になるのではないかと考えている。

復興顧問の姿と併行して、広島または広島の復興計画への援助に対する GHQ の姿勢について、1945 年 9 月、同年 11 月、1946 年 8 月、1949 年春の四つの時期において考察し、1946 年 8 月のロバートソンの要請を契機とした GHQ/SCAP の見解が、その後の広島の復興に大きな役割を果たしたという説を提示した。復興顧問の詳細に重点をおいたため、この点についての考察は不十分なままである。さらに、GHQ の広島に対するかたくなな姿勢については、原爆に対する米国内や世界からの報道や批判とも深く関係しているが、これについては多くの先行研究を参考にしていきたい。

資料を調べるなかで、復興顧問の広島復興への熱心な取組みと、GHQ/SCAP の冷徹な態度との対比が印象的であった。占領軍関係資料を丁寧に調べることによって、地方史においても戦後史に新たな展開の可能性を感じている。現在、平成 29 年度の完成にむけて、被爆 70 年史の資料収集に取り組んでおり、占領軍関係資料についても重点的に収集することとしている。

なお、広島市には上記の 3 名以外に、「教育顧問」ハワード・ベル博士 (Dr. Howard Bell) という、GHQ/SCAP 民間情報教育局の民間人担当官がいたことを付言しておく。

最後に、今回のオーストラリア資料調査にあたり、様々な方からご助言・ご指導をいただいたが、特に、筆者の現地調査に一部同行するなどご支援いただき、筆者帰国後の補足調査も行っていただいた Ms. Kim A. Roberts さんに感謝するものである。

〔参考文献・論文〕

1. 阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』風間書房,1983 年
2. Armstrong, Bob “Beyond the Call of Duty Frontier Doctor David Harvey Sutton” Boolarong Publications, Brisbane 1989
3. 石丸紀興「広島の新憲復興計画時における復興顧問ジョン・D・モンゴメリーの計画思想とその果たした役割に関する研究」『都市計画論文集』Vol.44-3, 日本都市計画学会,2009 年
4. 石丸紀興「広島の新憲復興計画時における復興顧問 S.A. ジャヴィーの計画思想とその果たした役割に関する研究」『都市計画論文集』Vol.46 No.3, 日本都市計画学会,2011 年
5. 石丸紀興「広島の新憲復興における計画思想としての平和記念都市の提案・形成・成立過程に関する研究」『広島平和記念資料館資料調査研究会研究報告書』第 8 号, 広島平和記念資料館資料調査研究会,2012 年
6. 石丸紀興『『広島平和記念都市建設法』の制定過程とその特質』『広島市公文書館紀要』第 11 号, 広島市公文書館, 1988 年
7. Wood, James “Forgotten Force: The Australian Military Contribution to the Occupation of Japan 1945-1952” Allen & Unwin 1998
8. 宇吹暁『ヒロシマ戦後史 -- 被爆体験はどう受けとめられてきたか』岩波書店, 2014 年
9. ジャスティン・ウィリアムズ著, 市雄貴・星健一訳『マッカーサーの政治改革』朝日新聞社,1989 年 (Williams, Justin Sr. “Japan’s Political Revolution under MacArthur A Participant’s Account”, University of Georgia Press 1979)
10. 大川四郎編訳『欧米人捕虜と赤十字活動 -- パラヴィチーニ博士の復権』論創社, 2006 年
11. 奥住喜重, 工藤洋三, 福林徹『捕虜収容所補給作戦』2004 年
12. Grey, Jeffrey “Australian Brass the Career of Lieutenant General Sir Horace Robertson”, Cambridge University Press 1992
13. マイケル・D・ゴードン著, 林義勝ほか訳『原爆投下とアメリカ人の核認識』彩流社, 2013 年
14. 小宮まゆみ『敵国人抑留』吉川弘文館,2009 年
15. 笹本征男『米軍占領下の原爆調査』新幹社,1995 年
16. C.F. サムス著, 竹前栄治編訳『DDT 革命 占領期の医療福祉政策を回想する』岩波書店,1986 年
17. 週刊新潮編集部編『マッカーサーの日本 (下)』新潮社,1983 年
18. マルセル・ジュノー著, 丸山幹正訳『ドクター・ジュノーの戦い エチオピアの毒ガスからヒロシマの原爆まで』勁草書房,1981 年
19. 竹前栄治・今泉真理訳『GHQ 日本占領史序説』(GHQ 日本占領史 第 1 巻), 日本図書センター,1996 年
20. 竹前栄治『アメリカ対日労働政策の研究』日本評論社,1970 年
21. 竹前栄治『占領戦後史』岩波書店,2002 年
22. 千田武志『英連邦軍の日本進駐と展開』御茶の水書房,1997 年
23. 浜井信三『原爆市長』朝日新聞社,1967 年
24. 広島県編・発行『原爆三十年』1976 年
25. 広島県編・発行『広島県史 現代 (通史Ⅶ)』1983 年
26. 広島市編・発行『新修広島市史 第二巻政治史編』1958 年
27. 広島市編・発行『新修広島市史 第七巻資料編その二』1960 年
28. 広島市編・発行『広島新史 資料編Ⅰ (都築資料)』1981 年
29. 広島市編・発行『広島新史 資料編Ⅱ (復興編)』1982 年
30. 広島市編・発行『広島新史 行政編』1983 年
31. 広島市編・発行『広島新史 都市文化編』1983 年
32. 広島市編・発行『広島新史 歴史編』1984 年
33. 広島市議会編・発行『広島市議会史 昭和 (戦後) 編』1990 年
34. 明神勲『戦後史の汚点 レッド・ページ -- GHQ の指示という「神話」を検証する』大月書店,2013 年
35. マクマホン・ポール著, アラン・リックス編, 竹前栄治・菊池努訳『日本占領の日々 -- マクマホン・ポール日記』岩波書店, 1992 年

注

- (1) 石丸 (2009), 石丸 (2011), 石丸 (2012)
- (2) 第 6 軍第 1 軍団第 24 歩兵師団
- (3) 千田 (1997), pp57-117,343
- (4) 竹前 (1970), p67
- (5) 次の資料には、中四国地方に配置された第 36 (岡山)、76 (呉)、81 (高知)、91 (松山) 各軍政中隊を地方軍政部として統括していた第 94 軍政団 (Military Government Group) は、46 年 2 月 21 日に呉から岡山へ移駐し、岡山の第 36 中隊以外の軍政中隊は第 8 軍へ直屬し、その後 3 月 20 日に同軍団自体を中隊へ改編して岐阜へ移駐する予定と記されている。MGGP-94-0.2: Unit History (20 Feb - 19 May 1946), Unit Occupational History Record 22 March 1946, Box no.21886, Records of Adjutant General’s Office; World War II Operation Reports 1940-1948, 国立国会図書館憲政資料室蔵 (以下 WOR)
- (6) 阿部 (1983), p14
- (7) General Order 10 July 1946, MGRE-1.13: General Orders - Hq & Hq Detachment - Chugoku Military Government Region (1946-1947) Box no.21888, WOR
- (8) “JAPANESE GENERAL ELECTION 10 ARP 46”, British Commonwealth Occupation Force Occupational Intelligence Review 1 for period to 28 May 1946, AWM114, 423/11/1, Australian War Memorial
- (9) Chapter7: The Eighth Army Military Government System, MacArthur In Japan; The Occupation: Military Phase Volume1 Supplement, p200, “Reports of General MacArthur”, Web CMH-online
- (10) 『昭和二十一年度広島市事務報告書並財産表』広島市 昭和 21 (ママ) 年 3 月 16 日提出
- (11) 浜井 (1967), pp90-91
- (12) 『広島新史 行政編』p27
- (13) 『中国新聞』1946 年 6 月 16 日

- (14) 週刊新潮編集部 (1983 年), p133
- (15) 本館所蔵資料「ジョン・D・モンゴメリー 略歴・来広日程」によると、彼は 1947~57 年までバブソン法科大学 (Babson College) に勤務しながら、1948 年にハーバード大学修士号、1951 年に同大博士号を取得している。資料の作成年月日は不詳であるが、1984 年 1 月に来広した際のものと思われる。
- (16) War Diaries, 20 Field Ambulance, AWM-52 11/12/44 Australian War Memorial
- (17) 『広島新史 歴史編』 pp17-18, 『広島新史 行政編』 p27, 『広島市議会史 昭和 (戦後) 編』 p69, 『戦災復興事業誌』 (広島市編・発行, 1995 年) p29
- (18) 『新修広島市史 第二巻』 pp754-755
- (19) 『昭和二十四年広島市事務報告書並財産表』 昭和 25 年 3 月 15 日提出
- (20) 広島市公文書館所蔵文書『復興審議会一件』、なおこの会議の議事録は『広島新史 資料編 II』に掲載されている。
- (21) モンゴメリーは 1920 年 2 月 15 日生 (注 15)、サットンは 1918 年 9 月 4 日生 Armstrong(1989)p22
- (22) 前掲『復興審議会一件』
- (23) 同文書
- (24) 『中国新聞』 1946 年 5 月 24 日
- (25) 前掲 週刊新潮編集部 p133
- (26) 『広島新史 行政編』 p96
- (27) Wood, p99-103
- (28) DADMS: Deputy Assistant Director of Medical Services
- (29) "visits HIROSHIMA as medical advisor to reconstruction council" (ママ) または "in connection with duties as medical advisor to the reconstruction council"
- (30) 『中国新聞』 1947 年 6 月 20 日
- (31) 『原爆三十年』 p186
- (32) サムス (1986), pp133-159
- (33) 同書 pp230-249
- (34) 同書 p66
- (35) ジュノー (1981)
- (36) 前掲 サムス
- (37) "Report on the Effect of the Atomic Bomb at Hiroshima" from F.W. Bilfinger to the International Committee of the Red Cross, Geneva, 24 Oct 1945, International Committee of the Red Cross
- (38) 奥住, 工藤, 福林 (2004) pp161-163
- (39) 小宮 (2009), pp144-145
- (40) Radiogram from F.W. Bilfinger to Dr. Junod, 30 Aug 1945, International Committee of the Red Cross
- (41) GHQ/SCAP が発足 (10 月 2 日) する前なので GHQ/AFPAC(米太平洋陸軍総司令部) である。
- (42) 前掲 ジュノー pp265-266
- (43) 『広島県史 現代』 p8
- (44) 前掲 サムス pp30-31
- (45) 『広島新史 資料編 I』 p413
- (46) Red Cross Activities (1945-1947), GHQ/SCAP Records, Public Health and Welfare Section, 国立国会図書館憲政資料室蔵
- (47) "Relief for Hiroshima" By Command of General MacArthur to Commanding General, Eighth Army, 6 September 1945, Atomic Bomb Mission #2, GHQ/SCAP Records Adjutant General's Section 国立国会図書館憲政資料室蔵 (以下 AG)
- (48) Ibid.
- (49) "Relief for Hiroshima" Memorandum for the Japanese Government, 6 September 1945, Atomic Bomb Mission #2, AG
- (50) "Relief for Hiroshima", From Mil Govt Sec to C/S, 6 September 1945, Atomic Bomb Mission #2, AG
- (51) ゴーディン (2013), pp79-83
- (52) "NO RADIOACTIVITY IN HIROSHIMA RUIN" New York Times, 13 Sept. 1945
- (53) "Death Will Saturate Bomb Targets For 70 Years, Atomic Expert Says" Atlanta Constitution, 8 Aug. 1945
- (54) 大川編訳 (2005), pp65-153
- (55) これらの数字は、日本国内だけでなく中国及び朝鮮半島等の日本占領地域におけるものも含んでいると思われる。奥住, 工藤, 福林 (2004) p143
- (56) 同上
- (57) 『昭和二十年広島市事務報告書並財産表』 昭和 21 年 3 月 8 日提出
- (58) 『中国新聞』 1945 年 12 月 6 日
- (59) 宇吹 (2014), p33
- (60) USAFPAC G-2 Daily Intelligence Summary November 1945, MMA-17 RG-4 MacArthur Memorial Museum 国立国会図書館憲政資料室蔵 (以下 MMA)
- (61) "F.P. Munson; Brigadier General And American University Official", Washington Post, 7 Sept. 1992
- (62) 次の資料には、局長以外の 7 名の終戦連絡中央事務局担当官の一人として、Mr. Yo. Kamikawa の名前が記されている。USAFPAC G-2 Daily Intelligence Summary November 1945, MMA-17 RG-4 MMA
- (63) 17 June 1946, Australia, Collection of Messages (Radiograms), MMA-13 RG-9 MMA
- (64) 『中国新聞』 1948 年 8 月 7 日
- (65) Jeffrey Grey(1992), p140
- (66) Ibid.
- (67) この文章には、マッカーサーによると思われる "To GS, Is there any objection to this?" という書き込みがある。For Col. H.B. Wheeler or Col. L.E. Bunker 16 August 1946, Official Correspondence, August-December 1946, Records of General

- Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers (以下 SCAP), 1945- 1951; BOX-2 MMA-3 RG-5 MMA
- (68) マッカーサーの面会記録では、ロバートソンは来日後、指揮を引き継ぐ前の 6 月 11 日にノースcottと二人で、8 月 6 日には単独でマッカーサーと面会しているが、ここでは 8 月 6 日の面会に言及しているものと考えている。Daily Appointments, SCAP, BOX-65, MMA-3 RG-5, MMA
- (69) "Rehabilitation of Hiroshima" 20 August 1946, SCAP, 1945- 1951; BOX-2 MMA-3 RG-5 MMA
- (70) "Hiroshima" 22 August 1946, SCAP, 1945- 1951; BOX-2 MMA-3 RG-5 MMA
- (71) 週刊新潮編集部, p133
- (72) United States Initial Post-Surrender Policy for Japan (SWNCC150/4) 国立国会図書館 Web 電子展示会『日本国憲法の誕生』「1-5 米国の初期対日方針」
- (73) 竹前 (2002), pp287-293
- (74) 同書, p290
- (75) 『中国新聞』1946 年 5 月 17 日
- (76) 前掲 竹前 (2002), p28
- (77) 竹前栄治・今泉訳 (1996), p11
- (78) 前掲 阿部, p28
- (79) 広島平和記念資料館所蔵書簡 "Materials for Reference Library" 18 May 1946
- (80) 竹前 (1970), p76
- (81) 広島市立本川小学校所蔵文書『教育ニ関する帝国政府ノ指令ニ関スル件』(広学丙第 79 号 昭和 21 年 5 月 6 日 広島市学務課長から本川国民学校宛)
- (82) 前掲 阿部, p20
- (83) 同書, pp15-19
- (84) Armstrong(1989), p48
- (85) ボール (1992), p77
- (86) 前掲 浜井, p91
- (87) Recommendations - New Year Awards, 216, AWM119, Australian War Memorial
- (88) 前掲 浜井, p91
- (89) "... Maj SA JARVIE, who has been appointed by the C in C BCOF to assist in replanning HIROSHIMA.", War Diaries, 20 Field Ambulance, AWM-52 11/12/44 Australian War Memorial
- (90) 石丸 (2011),(2012)
- (91) 前掲 千田, p265
- (92) 『昭和二十四年広島市事務報告書並財産表』
- (93) 『広島新史 都市文化編』pp69-72
- (94) 前掲 浜井, p92
- (95) Monthly Report of Activities 15 Dec 48, BCOF Engineer Regiment, AWM52 5/35/4, Australian War Memorial
- (96) 『中国新聞』1948 年 9 月 5 日
- (97) 前掲 石丸 (2012)
- (98) JARVIE STANLEY ARCHIBALD B883 NX109259, National Archives of Australia
- (99) 公式記録上の海外任務 (日本) 期間は本国の発着日から起算されているため、それぞれ 1946.5.13-1947.6.21,1947.8.9-1947.12.22,1948.4.2-1949.6.8 となる。
- (100) 前掲 石丸 (1988), pp16-20
- (101) 『広島新史 資料編Ⅱ』pp287-292
- (102) 前掲 石丸 (1988),p23
- (103) 『広島新史 資料編Ⅱ』pp291-292, このメモの作成日付が備考 9) で 1949 年 3 月 3 日とされているが、5 月 3 日が正しい。メモの原文は下記 103
- (104) "GHQ/SCAP GS, Memorandum for General Whitney by JW re Bill for Construction of Hiroshima as the Eternal Commemorating City", 1949 3 May, JW115-31, Justine Williams, SR PAPERS, The Gordon W. Prange Collection, Hornbake Library, University of Maryland, 国立国会図書館憲政資料室蔵
- (105) 『広島新史 資料編Ⅱ』p291
- (106) 『広島市議会史 昭和 (戦後) 編』p112
- (107) 『広島新史 資料編Ⅱ』p290
- (108) 明神 (2013), P112
- (109) ウィリアムズ (1989), p376
- (110) Armstrong(1989)
- (111) Sutton, Harvey (1882-1963), "Australian Dictionary of Biography", Web version
- (112) Armstrong(1989) によると、病院長としての職務以外に、開業医としての個人診療も行える勤務条件であったようだ。
- (113) Op. cit., Armstrong
- (114) 広島市公文書館所蔵文書『原爆ドーム保存募金関係書類募金者よりの問い合わせ』
- (115) 「広島のみなさまへ」(4) 『中国新聞』1965 年 7 月 28 日
- (116) JARVIE STANLEY ARCHIBALD B883 NX109259, National Archives of Australia
- (117) Robertson, Sir Horace C H `Red Robbie` (Lieutenant General), 1894-1960, KBE, CBE, DSO PR87/167 Australian War Memorial
- (118) 『中国新聞』1948 年 10 月 30 日
- (119) 前掲 浜井, pp113-114
- (120) 『中国新聞』1947 年 8 月 3 日